

南幌町介護支援ボランティアポイント Q&A

Q1 手続き等は必要ですか？

A 町に登録していただく必要があります。登録はあいくる高齢者包括グループで申請できます（印鑑をご持参ください）。各ボランティア団体で申請の取りまとめもできます。

Q2 ボランティアに登録しておく、施設から活動についての連絡があるのですか？

A ボランティア受入施設一覧を参考に、ボランティアご本人が希望する活動内容と施設を選んでいただき、連絡をとっていただきます。その施設でのボランティア活動の内容、曜日、時間帯などについて話し合い、活動するかどうかを決めて下さい。

Q3 どんなボランティア活動が対象になるのですか？

A 対象となるボランティア活動は、次の内容としております。

- 1 町が実施する高齢者福祉事業及び介護予防事業における、事業の運営・準備・後片付け、参加者の補助や指導・お話し相手等
- 2 町社会福祉協議会が実施する活動で、高齢者が対象の活動（電話サービス、ひだまりサロンのボランティア、ふれあい食事交流会のボランティア、貸出用車椅子清掃等）
- 3 介護保険施設・事業所でのボランティア活動（施利用者の補助的なお世話やお話し相手、車椅子清掃、イベントの協力、慰問活動等）

Q4 ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 町社会福祉協議会に団体登録のある方は、ボランティア活動保険に加入されていますので、速やかに町社会福祉協議会にご連絡ください。また、個人でボランティアポイント事業に登録する方は、町に申し出ることで、ボランティア活動保険に加入することができます。その際、年間保険料300円の自己負担があります。

Q5 1日に複数のボランティア活動をしてポイントももらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、ポイントももらうことはできますが、1時間以内の活動で1ポイント、1時間を超えると2ポイントとなり、1日2ポイントが上限になります。また、ポイントを譲渡することはできません。

Q6 ポイントの付与をしなければ、謝礼金を受け取ってもよいのですか？

A 謝礼金を受け取り、さらにポイントを付与することは認めておりません。ポイントを付与するか、施設が謝礼金を払うかは、施設とご本人で相談して下さい。

Q7 ポイントを集めるとすぐに商品券がもらえるのですか？

A 集めたポイントは、翌年度4月中に商品券（南幌町商工会商品券）に変える必要があります。4月以降に、あいくる高齢者包括グループで手続きを行ってください。

Q8 ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの商品券がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティア活動を行い、手続きを行うと商品券に転換することができます。ただし、商品券の上限は年度ごとに5,000円です。

Q9 ポイントの繰り越しはできますか？

A 商品券に転換することができるのは、前年度のポイントのみですので、たとえば2年分のポイントをまとめて商品券にすることはできません。ただし、50ポイントを超えた分は5ポイントまでを上限に翌年度の手帳に繰り越すことができます。

Q10 民生委員等もボランティアポイント事業の対象となりますか？

A 行政から委嘱された活動であり、活動に関して南幌町の予算措置がされているため、民生委員等としての活動は対象外となります。ただし、民生委員等としての活動でなく、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。

Q11 施設の畑作業や花壇の手入れは、ポイント付与の対象となりますか？

A 利用者や施設入所者が野菜・お花の成長や収穫を楽しみにし、施設としてもボランティアを必要としているのであれば、ポイント付与の対象となります。

なお、施設職員専用の車の洗車や利用者が使用しない事務所の掃除等の活動はボランティアポイントの対象としていません。

Q12 ボランティアに行くときに、ポイント手帳を忘れたら？

A 町・社協・各施設ではボランティア活動記録簿をつけています。「いつ、誰に、何ポイントのスタンプを押したか」を記録していますので、後でスタンプを押してもらうことができます。また、手帳を紛失した時はあいくるに再発行の申請をしてください。手帳を再発行し、活動記録簿で確認ができたポイント分を押印します。

Q13 介護保険料や町税を滞納していると登録できないのですか？

A 滞納者でも登録をして、ポイントをためることはできます。しかし、ポイントを商品券に転換することはできません。転換申請の際に、町で納付状況調査を実施します。

Q14 南幌町外に転居した場合も対象になりますか？

A 南幌町外に転居した場合は対象となりません。ご理解ください。

Q15 介護支援ボランティアポイント事業の法的根拠は？

A 厚生労働省から、「介護支援ボランティア活動への地域支援事業 交付金の活用について」通知がありました。その中で、高齢者が自らの介護予防のためにボランティア活動を行った場合、ポイントが得られ、現金に還元できる仕組みを介護保険の地域支援事業で実施することが可能とされました。厚生労働省から示された仕組みの例は次のとおりです。『高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。』

お問い合わせ先： あいくる内 保健福祉課高齢者包括グループ 378-5888